

番号：160487

国名：パラグアイ

担当：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：イタプア県・カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年8月下旬から2016年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.80M/M、合計 1.30M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	24日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月3日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年8月16日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	パラグアイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パラグアイの第一次産業は GDP の 3 割、輸出の 4 割を占め、全人口約 660 万人の約 49%が農村部に居住している（なお、人口の 97%は東部 14 県に集中）。さらに、第一次産業従事者は就労人口の約 29.5%であり、農業はパラグアイの基幹産業であるといえる。この農業人口の 8 割は土地所有面積が 20ha 未満（東部地域）の小規模農家（以下、小農）と呼ばれ、大規模農家の一人当たり平均所得が年間 12,000 米ドルであるのに対し、小農は年間 360 米ドル程度である。パラグアイは、貧困度自体が中南米地域では高く（総人口の 4 割前後が貧困層）、国内貧富の格差も世界的にみて大きい国であり、2009 年のジニ指数 53.2 は 120 カ国中 17 番目の高さとなっている。特に地方部では、水資源、運輸交通などの社会開発面の多くの課題に加え、セクター別（縦割り）行政体制における組織内外の調整・連携不足やトップダウンによる行政体制であるうえに、小農のニーズが行政側に適切に届きにくい状況である。その結果、行政からの支援は、限られた受益者に対し対処療法的なものしか提供されず、たとえば 8 割以上の農家が融資や技術支援の恩恵を受けられていない。このため、政府の農村開発の枠組みを根本から見直し、セクター間、国家・地方行政レベル間、官民の間で情報を共有し、相互補完・重複回避に基づくより適切な枠組みに再構築し、開発効果を高めていく必要性が認識されるようになり、新たな農村開発の枠組みとして、パラグアイ政府はテリトリアル・アプローチを採用することとした。

これを受けて、JICA は 2009 年から 2011 年にかけて開発調査「小農支援のための総合的農村開発計画（以下、EDRIPP）」を実施し、パラグアイにおける「農村テリトリーの持続的開発戦略策定のためのガイドライン」の策定支援を行い、その結果、パラグアイ政府は、同ガイドラインに沿って、制度改革やテリトリアル・アプローチによる農村開発の実施・促進を行っていくこととなった。その後、パラグアイ政府は日本国に対し、EDRIPP で提案されたテリトリーの一部において、テリトリアル・アプローチに基づくモデルプロジェクトの実施を通じ、パラグアイに適した新たな農村開発アプローチの実施体制構築を目的とする技術協力プロジェクトを要請した。これを受けて、パラグアイ政府と JICA は、2011 年 11 月に実施した詳細計画策定調査の結果に基づき、2012 年 2 月から 5 年間の予定で「イタプア県・カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を開始した。本プロジェクトの目的は、「パイロット事業の成果・経験及び教訓に基づくパラグアイ版テリトリアル開発手法の創出とその実施体制整備」にあり、テリトリアル開発のコンセプトである「官民など関連組織の連携」「関連アクターの協働」「ボトムアップ開発」「地域の人々による地域のための開発」「地域資源の有効利用」などに視座を置いたパイロット事業を実施し、その結果に基づきパラグアイにおいて有効かつ適切なテリトリアル開発のあり方を検討しようというものである。しかしながら、2013 年の中央政権交代及び組織間連携の困難さなどの影響を受け、「組織間連携活動の不足」「農家に対する技術指導の欠如」、「事業モニタリングの欠如」、「事業ビジョンの関係者への不浸透」などの課題が確認されている。

現在、イタプア県では、「イタプア県テリトリアル開発運営審議会（CGTI）」が設立され、CGTI の機能を活用したテリトリアル・アプローチの推進体制が確立しつつある。本プロジェクトでは、県内の 2 つのテリトリーにおいて、それぞれ「インスタンス」と呼ばれる 5 市の連合体が設立され、テリトリアル・アプローチを活用したパイロット事業として、特に農業分野において、産地形成及びバリューチェーン構築の具現化に向けた営農改善に取り組んでいるほか、エコバック普及や植林等の環境保全事業にも取り組んでいる。

一方のカアサパ県では、北部 5 市に農牧省や社会事業庁のプログラム・プロジェクトが多数あること、及び既に牛乳・マテ茶・穀物・キャッサバのバリューチェーンが存在し、開発プロジェクトの有効性・妥当性・効率性・効果が見込まれることから、同地域でテリトリアル・アプローチの実施体制強化を図ることを県と合意し、5 市によるインスタンス設立の準備が進められ、また、各市での「市開発委員会」、県レベルでは開発審議会（CDDC）が設立されている。現在、カアサパ県では、インスタンスが地域のニーズを適切に把握し、地域の開発につなげていくために、住民側の地域の課題への気付きから解決への行動に移していく意識改革に向け、生活改善アプローチによる地域住民のエンパワーメント活動が展開されているほか、穀物や牛乳の品質向

上、地産地消による食堂事業が実施されている。

今回実施する終了時評価調査は、2017年1月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの協力について、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2016年8月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、モニタリング・シート、専門家業務完了報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDM（Project Design Matrix）に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文）を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他パラグアイ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（和文）を作成する。西語への翻訳はJICAが現地で雇用する翻訳者が行うので、翻訳に要する期間を考慮し早めに作成するよう留意する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2016年8月下旬～9月中旬）

- ①JICAパラグアイ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前にJICAパラグアイ事務所を通じて配布した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤単独で調査を行う期間においては、ヒアリング結果や調査の進捗状況を日本語で簡単に取りまとめ、随時他の団員と共有する。
- ⑥国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びパラグアイ側評価調査団員とともに評価5項目の観点から評価を行い、JICAが別途備上する翻訳者が西語に訳する合同評価報告書（案）（和文）のドラフト作成に協力する。
- ⑦合同評価報告書（案）（和文）に基づき、パラグアイ側評価調査団との協議に参加し、同協議を踏まえて同案の担当分野を修正し、最終版（和文）の作成に協力する（別途備上の翻訳者が最終版（和文）を西語に訳する）。
- ⑧本プロジェクトが開催する合同調整委員会に他の評価団員とともに参加して、評価結果の担当分野について発表を行い、協議議事録（M/M）の作成に協力する。
- ⑨担当分野に係る現地調査結果のJICAパラグアイ事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2016年9月下旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文及び英文）を作成する。

- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果報告を行う。
- ③終了時評価調査報告書（案）（和文）について、担当分野のドラフトを作成するとともに、同報告書（案）全体の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）～（３）のすべてとする。

- （１）担当分野に係る合同終了時評価報告書（案）（和文）
- （２）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （３）評価調査結果要約表（案）（和文及び英文）

上記（１）～（３）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京（成田/羽田）発アスンシオン往復とし、最も効率的、経済的な経路とします。

10. 特記事項

- （１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年8月27日～2016年9月19日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間程度先行して現地調査を開始することを予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア）総括（JICA）
- イ）評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAパラグアイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア）空港送迎

あり

- イ）宿舎手配

あり

- ウ）車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

- エ）通訳備上

日本語⇄西語の通訳/翻訳者を備上予定です。

- オ）現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

- カ）執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

- （２）参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームにて配布します（次の電子メールアドレスまでご連絡ください：tanaka.osamu@jica.go.jp）。

PDM（最新）
運営指導調査報告書
モニタリング・シート

②本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

- EDRIPPファイナルレポート

http://open_jicareport.jica.go.jp/810/810/810_708_12041414.html

- プロジェクト詳細計画策定調査報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/810/810/810_708_12114153.html

③本プロジェクトの概要、現況等については、以下のJICAホームページで公開されています。

<http://www.jica.go.jp/project/paraguay/002/index.html>

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1000476/index.html>

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④本業務従事者は、西語力を有することが望ましい。

以上